

# 訴 状

2024年12月20日

東京地方裁判所 立川支部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 富永 由紀子

同 弁護士 植木 則和

同 弁護士 佐藤 宙

同 弁護士 神垣 真歩

当事者 別紙当事者目録のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 550万0000円

貼用印紙額 3万2000円

## 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告らに対し、各50万円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から、支払い済みまで年3%の割合の金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決並びに仮執行判断を求める。

## 請求原因

### 第1 はじめに

本件は、市民や保護者の多くが反対していた公立保育園2園を段階的に廃園とする旨の条例案を、市議会が「慎重な審議が必要」として継続審査としたにもかかわらず、当時の市長が、違法な専決処分によってその制定を強行したことに端を発する事件である。

かかる専決処分によって制定された廃園条例に基づいて、令和5年4月の入所を不許可とされた一人の保護者が、市を相手取って訴訟を提起し、これに対し東京地方裁判所は、前市長による専決処分は地方自治法179条1項の要件を充たさずに違法であり、本件廃園条例は無効であるとして、当該保護者に対する不許可処分を取り消し、慰謝料請求も認容した。

しかるに小金井市は、この司法による判断を「重く受け止める」として控訴せず確定させておきながら、訴訟をおこした保護者の1歳になる児童を、同学年でただ一人という異常な保育環境に受け入れたにとどまり、募集再開を期待した他の多くの保護者・市民に対しては、司法により違法無効と断罪された廃園条例がいまだ有効であるとして、門戸を閉ざしたままである。

本件の原告らは、いずれも既に自身らの子どもを廃園対象となる2園に通わせている保護者であるが、違法無効な廃園条例が制定されたことにより、また、前記判決の後も募集を再開しようとしないう市の対応によって、新たに生まれる子を上の子と同じ保育園に通わせることができず、またすでに在園中の子の保育環境も段階的廃園により著しく損なわれていることから、保育所選択権・平等利用権等の侵害を理由として、小金井市に対し損害賠償を求めるものである。

### 第2 当事者

#### 1 原告

(1) 原告A 1、A 2

原告A 1と同A 2（以下両名を「原告A」という）は、さくら保育園年中クラスに在籍（令和●年●月入園）する第一子であるa 1と、令和6年●月●日生まれの第二子であるa 2の父母である。原告Aは、第二子であるa 2を令和7年4月からさくら保育園に入園させることを希望している。

(2) 原告B

原告B（以下「原告B」という）は、くりのみ保育園年中クラスに在籍（令和●年●月入園）する第二子であるb 1と、令和5年●月●日生まれの第三子であるb 2の父母である。原告Bは、第二子であるb 2を令和7年4月からくりのみ保育園に入園させることを希望している。

(3) 原告C 1、同C 2

原告C 1と同C 2（以下両名を「C」という）は、くりのみ保育園2歳児クラスに在籍（令和●年●月入園）する第一子であるcの父母であり、令和7年●月に第二子が出生予定である。原告Cは、出生する第二子を令和8年4月にくりのみ保育園に入園させることを希望している。

(4) 原告D 1、同D 2

原告D 1と同D 2（以下両名を「原告D」という）は、くりのみ保育園2歳児クラスに在籍（令和●年●月入園）する第一子であるdの父母であり、令和7年●月に第二子が出生予定である。原告Dは、出生する第二子を令和8年4月にくりのみ保育園に入園させることを希望している。

(5) 原告E 1、同E 2

原告E 1と同E 2（以下両名を「原告E」という）は、くりのみ保育園2歳児クラスに在籍（令和●年●月入園）する第二子であるeの父母である。

(6) 原告F 1、同F 2

原告F 1と同F 2（以下両名を「原告F」という）は、くりのみ保育園2歳児クラスに在籍（令和●年●月入園）する第一子であるfの父母である。

以上につき、詳細は別表を参照されたい。

## 2 被告

被告小金井市は、公立（小金井市立）保育園であるさくら保育園およびくりのみ保育園に関して、園児の募集などの保育行政全般を担う立場にある。

## 第3 前提の経過

### 1 前市長による公立保育園の廃園条例の専決処分

- (1) 被告（以下、「小金井市」と表記することもある）は、児童福祉法（以下「児福法」という）35条3項の規定に基づき、小金井市立保育園条例（昭和43年4月1日条例第14号）を制定し、同条例をもって、児福法39条が規定する保育所であるさくら保育園、くりのみ保育園を含む5園の公立保育園の名称、位置及び定員を定め、これら5園において児童の保育を実施していた。
- (2) 令和3年7月、被告は、令和4年4月から本件2園の段階的募集停止をする「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」を策定した。それまで被告においては、公立保育園の民営化について言及することはあっても、廃園の方針が示されたことはなく、被告によるこの突然の方針転換に対しては、当然に小金井市民や保護者から多くの反対の声があがった。

その後被告は、段階的募集停止を1年延伸して令和5年4月から開始する旨修正するなどした新たな方針案を策定し、令和4年1月から2月まで、本件2園の段階的募集停止による廃園を実現するための改正条例案についてパブリックコメントを実施したが、これには過去最多の数の回答が寄せられ、廃園に反対ないし疑問視する声が圧倒的多数であった。

- (3) このように、市民・保護者から多くの反対の声があがっていたにもかかわらず、西岡真一郎前小金井市長（以下「前市長」という）は、令和4年9月1日、令和4年度第3階市議会定例会に、本件2園について、令和5年度の0歳児から

募集定員を段階的に廃止し、令和10年3月31日の終了をもって廃園とすることを主たる内容とする小金井市立保育園条例の一部を改正する条例案（以下「廃園条例」という）の制定にかかる議案を提出した（甲1）。

本件議案は、所管の厚生文教委員会に付託され、計4回にわたって審議がなされたが、9月27日、参考人招致を招致すべきであるとして継続審査とすることが決定され、翌28日の本会議でも、当該会期中に採決をせず、継続審査の方針が確認された。

しかるに前市長は、同月29日、市議会が継続審査としたことが、地方自治法179条1項の「議会が議決すべき事件を議決しないとき」に該当するとして、本件廃園条例を専決処分（以下「本件専決処分」という）し、本件廃園条例の制定を強行した（甲2）。

前市長は、10月7日、市議会に対し本件専決処分の承認を求めたが、市議会は同日、本件専決処分を圧倒的多数により不承認とした（同法179条3項）。これを受け、同月8日、前市長は辞職した。

このために急きょ行われることとなった小金井市長選挙の結果、廃園撤回を公約とする白井亨市長（以下、単に「現市長」という）が当選した。

## 2 廃園条例を無効とする判決の言い渡しと確定

(1) この渦中である同年12月13日、令和5年4月から、さくら保育園に0歳児を入所させることを希望する保護者が原告（以下「前訴原告」という）となり、本件廃園条例の取り消しを求め、東京地方裁判所に取消訴訟を提起した（東京地方裁判所令和4年（行ウ）第549号）。その後、前訴原告に、さくら保育園への入所を不許可とする処分がなされたことから、当該不許可処分の取消しを求める訴えも追加した。

これに対し、裁判所は、令和6年2月22日、本件専決処分が、「議会が議決すべき事件を議決しないとき」の要件を満たさないとして、同処分に基づく本件

廃園条例も無効であることを理由に、入所不許可処分取消しを認めるとともに、本件専決処分に至った前市長の義務違反を認め、原告に対し慰謝料10万円の支払いを認める判決を言い渡した（甲3。以下「前訴判決」という）。

被告は、本件判決を重く受け止めるとして、控訴をせず、前訴判決は確定した。  
(2) この判決確定を受け、本件2園に入所させたいと考えている保護者や、現に本件2園に子を預けており募集廃止となったことを憂慮していた保護者を含め、多くの市民が、被告による早期の募集再開をすることを期待した。

ところがこれに対し、被告は、あろうことか、前訴原告との関係でのみ本件廃園条例が無効となったにとどまるとして、当該訴訟の原告以外の保護者・市民との関係では、なおも本件廃園条例が有効であり、早期の全面的な募集再開をすることができず、その義務もないとした。そして、前訴原告の子どもただ一人のみを入所をさせ、同学年児は当該児童たった一人だけという異常な保育環境に追いやるとともに、早期の募集再開を求める市民・保護者の声を無視するという違法な対応に出た（違法性については、改めて詳述する）。

かかる対応に対し、市民、保護者からも抗議の声が多く挙がった。さらに、市議会でも早期募集を再開することをもとめるべきである意見が出され、市議から、被告が早期の募集再開をしないことが違法である旨の法律意見書（甲4。人見剛早稲田大学法学学術院教授作成）までも提出される事態に至った。にもかかわらず被告はその後も上記対応を変えず、前訴原告以外との関係では、本件2園の0歳児の募集を再開しない態度を維持するというあるまじき事態に至っている。

その結果、令和7年4月度の募集にあたり、本件2園の0歳児ないし2歳児クラス（すなわち、令和5年4月度以降の0歳児入園に相当するクラス）の募集定員は設定されていない（甲5）。

#### 第4 国家賠償法の要件充足性

## 1 原告らに共通する2つの侵害行為

### (1) 侵害行為① ～本件専決処分

まず、違法な侵害行為の第1としては、本件専決処分である。

すなわち、前訴判決も明快に述べるとおり、地方自治法179条1項の専決処分は、議会の意思決定を得られない場合に、例外的に長（小金井市長）に認められている手段に過ぎない。

したがって、同条項の定める「議会において議決すべき事件を議決しないとき」とは、法改正との整合性、災害対応その他の公益的見地から客観的に議決をする緊急性が高い事件につき、何らかの事情により議会がその機能を発揮し得なくなっているために、長にとって議会の議決を得ることが社会通念上不可能ないしこれに準ずる程度に困難と認められるときでなくてはならない。

しかし、本件2園の段階的募集廃止を令和5年4月までに開始しなければならぬ緊急性が客観的に高かったなどという事情は一切なく、むしろ、令和4年第3回定例会で可決しなければならないという期限は、基本的には前市長の政策的な意思決定の帰結として設定されたものに過ぎない。

また、継続審査とした議会の判断も二元代表制の下での政治的意思決定であり、慎重な審理をしていたというだけで、市議会が故意に議事の進行を遅らせたり、議決を拒否したものでもなく、市議会が機能を発揮し得なくなっていたとする余地もない。

そして、この点も前訴判決が述べるとおり、本件専決処分が、上記要件を満たさないことは、先例判決を確認するなどすれば明らかであったのであるから、本件専決処分にあたり、前市長が公務員として通常尽くすべき注意義務の違反があることは明白である。

### (2) 侵害行為② ～前訴判決確定後速やかに募集を再開しない不作為

ア 前訴判決確定後直ちに募集を再開しないことの義務違反ないし違法性

(ア) 法律による行政及び保育施設の平等利用権に基づく作為義務

本件2園は地方自治法244条1項の「公の施設」である。同法は、10条2項において、地方公共団体の住民が、「法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利」を有すると定めるとともに、同法244条2・3項は、「公の施設」についてより具体的に平等利用権を定めている。したがって、公の施設である公立保育園の設置条例を、ある住民には無効で、他の住民には有効であることを前提に募集事務を行うとすれば、住民の法的権利である平等利用権に抵触する。

さらに、言うまでも無く、本件廃園条例が無効であるとの判断がされた以上、司法により違法・無効と宣言された条例（言うまでもなく、法律や条例の憲法適合性や適法性の最終的な有権的解釈権は司法にある（憲法81条、裁判所法3条））について、有効であることを前提に行動することは、法律による行政の原則に真っ向から反する。

したがって、被告には、遅くとも、前訴判決が確定した後、前訴原告以外との関係でも、直ちに、本件廃園条例が専決処分される前の条例に基づき、本件2園の募集事務を再開し、違法状態を解消すべき義務を負う。

(イ) 前訴判決の拘束力に基づく作為義務

上述のとおり、本件判決は、本件専決処分が要件を欠く違法なものであることから、その対象とされた本件廃園条例についても無効であることを理由に、原告に対する入所不許可処分を取り消す判決を言い渡している。

行政訴訟法33条に基づく拘束力は、主文を導く理由中の判断にまで生じる。したがって、本件判決の拘束力は、被告が、本件廃園条例が無効であることを行動するよう義務づけるものである。そして、本件廃園条例は、原告のみに適用されるものでなく、第三者に対し一般的に適用されるものである。

また、本件判決は、本件専決処分が要件を欠いて違法であることを理由に、

廃園条例が無効であると述べており、原告との関係でのみ適用がないとか、無効であるなどとは一切述べていない。すなわち、本件判決は、本件廃園条例が客観的・一般的に無効である（存在しない）ことを理由に入所不許可処分の取消し判決を出しているのである。

したがって、本件判決による拘束力は、被告をして、前訴原告との関係はもちろん、前訴原告以外との関係でも、本件廃園条例が無効であることを前提として行動すること、より具体的には、改正前条例に基づき、本件2園の募集事務を直ちに再開すべきことについて生じるものである。

#### ウ 被告の作為義務違反ないし拘束力違反

上述の取り、いずれにせよ、被告は、本件廃園条例が無効であるとした本件判決が確定したのち、直ちに、前訴原告以外との保護者との関係でも、本来募集がなされるべきであった、令和5年4月入所分以降（したがって、その後の令和6年4月、令和7年4月分ないしそれ以降分も含む）の、本件2園の0歳児の募集事務を開始する義務を負う（ただし、現在を基準として過去となる年度分については、遡って募集をする義務となる）。

しかし、被告は、上述のとおり、前訴原告以外との関係では、なおも廃園条例が有効であるなどと述べ、かかる義務の一切を否定し、判決確定から約8か月が経過する現在も、一切上記募集事務を再開していない。

かかる被告の不作為が、上記作為義務ないし拘束力に違反することは明らかである。

## 2 原告らに対する権利侵害（違法性）

### (1) 児童福祉法等に基づく保育所選択権の侵害

最高裁平成21年11月26日第一小法廷判決（以下「平成21年最判」という。）は、「市町村は、保護者の労働又は疾病等の事由により、児童の保育

に欠けるところがある場合において、その児童の保護者から入所を希望する保育所等を記載した申込書を提出しての申込みがあったときは、希望児童のすべてが入所すると適切な保育の実施が困難になるなどのやむを得ない事由がある場合に入所児童を選考することができること等を除けば、その児童を当該保育所において保育しなければならないとされている（児福法24条1項ないし3項）。平成9年法律第74号による児福法改正がこうした仕組みを採用したのは、女性の社会進出や就労形態の多様化に伴って、乳児保育や保育時間の延長をはじめとする多様なサービスの提供が必要となった状況を踏まえ、その保育所の受け入れ能力がある限り、希望どおりの入所を図らなければならないこととして、保護者の選択を制度上保障したものと解される。」としており、児福法が、保護者の保育所の選択を制度上保障していることを明確に認めている。そして、小金井市公立保育園の利用においても、保護者が、同市長に対し、利用申請書を提出し（小金井市保育の実施に関する規則2条1項）、利用調整が不要であれば、その希望した保育所等において保育が実施されることとされており、被告小金井市においても保護者の保育所選択権を制度として認めている。

しかし、被告（前市長）が、本件廃園条例について要件を満たさない違法な専決処分を強行したこと、及び、前訴判決によって本件廃園条例が無効であるとの司法判断が確定したにもかかわらず募集を再開しないことによって、本件2園への入園を希望する原告らは、本件2園に応募することすらできないのであり、原告らの保育所選択権を根本的に否定し侵害するものと言わざるを得ない。

## (2) 公の施設である公立保育園の平等利用権の侵害

「第4」「1」「(2)」「ア」「(ア)」において詳述したように、本件2園は小金井市立の公立保育園であり、地方自治法244条1項の「公の施設」に該当することは明白である。そして、小金井市民である原告らは、本件2園に

関して他の市民と同様に役務の提供を等しく受ける権利を有することになる（同法 10 条 2 項）。

しかしながら、本件廃園条例を無効と判断した前訴判決が確定したにもかかわらず、被告は「廃園条例が無効となったのは前訴原告との関係に限られる」との見解に立ち、無効である本件廃園条例は今もなお前訴原告以外の市民に対して効力を有することを前提に対応している。このような、被告の頑なな立場からすれば、今のままでは今後も本件 2 園の募集が再開されることは期待できない。

したがって、前市長の違法な専決処分ならびに前訴判決確定後も募集を再開しない不作為によって、原告らが本件 2 園への児童の入園を希望する令和 7 年ないし令和 8 年においても、公の施設である本件 2 園を、他の市民と平等に利用することができるはずである原告らの平等利用権が侵害されているといえる。

### (3) 適切な環境での保育を受けさせる権利の侵害

厚生労働省の定める「保育所保育指針」では、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切に作る心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。」（同指針「1 保育所保育に関する基本原則」「(2) 保育の目標」「(ウ)」）を保育所の重要な目標と定めており、これを実現するために異年齢保育を実施することとされている（同指針「3 保育の計画及び評価」「(2) 指導計画の作成」「(ウ)」）。

児童は保育園において、年長児の自身に対する言動をみて吸収し、これを年少児に対して実行することを通じて他者との協調性を育み、その結果、個の成長に繋がる。

しかし、被告が前訴判決確定後もなお本件廃園条例が前訴原告以外との関係では効力を有するとの見解に基づき、本件 2 園の 0 歳児募集を再開しないこと

が原因で、原告らの在園児童は年少児と接する機会が著しく減少し、異年齢保育を通じた貴重な成長の機会を奪われている。

とりわけ、原告C、原告D、原告E、原告Fについては、いずれも第一子がくりのみ保育園の2歳児クラスに在籍しており、令和5年度と令和6年度に0歳児の募集がなかったために、自分たちよりも年少の児童がいない状態が続いている。仮にこのまま年少児の募集が再開されないとすれば、卒園まで継続して年少児との交流の機会がないこととなり、上記指針に明白に反する事態となる。

### 3 被告の故意・過失

#### (1) 侵害行為①（本件専決処分）について

「第4」「1」「(1)」において詳述したように、侵害行為①（本件専決処分）が、地方自治法179条1項の要件を欠くことについて、前市長は容易に認識できたものであり、少なくとも過失が認められることは明らかである。

前訴原告について10万円の慰謝料を認めた前訴判決においても、本件専決処分についての前市長の過失は当然認められている。

#### (2) 侵害行為②（前訴判決確定後速やかに募集を再開しない不作為について）

「第4」「1」「(2)」において詳述したように、本件に適用される各法令の規定や、速やかに募集再開すべきであるとの学者専門家の法律意見書が提出されたにもかかわらず募集を再開しないことについて、少なくとも過失があることは明白である。

### 4 原告らが被った損害（精神的苦痛）

#### (1) 両親の就労に対する影響への不安

原告らは、仮に希望の保育園に入園するよう希望できない場合には、在園し

ている上の子と異なる保育園に通園させることを余儀なくされる。その結果、同じ保育園に通園させるよりも様々な負担が生じ、とりわけ異なる2園への送迎は時間的に大きな制約となり、父母の復職や勤務時間・勤務形態に対して影響を及ぼすこととなる。

(2) 兄弟姉妹で同一の恵まれた保育環境を享受できないことへの不安

また、すでに上の子が通園しており、公立保育園の優れた環境を実感し、保育士や職員との信頼関係を構築している保育園に下の子も通わせたいと希望することは保護者として極めて自然なことである。各原告の下の子も、兄や姉と同じ保育園と一緒に通いたいと願うのは当然であるが、現状ではこのような想いも叶えることができない。

(3) 望ましくない保育環境

原告らは、いずれもさくら保育園もしくはくりのみ保育園の在園児の保護者として、今後も募集が再開されないことによって十分な異年齢保育を受ける機会を奪われ、子どもの健全な発達に悪影響が生じることに強い懸念を抱いている。

また、このまま募集が再開されないことにより園の児童数も必然的に減少し、運動会や学芸会などの園行事の規模が縮小されたり、場合によっては実施できない状況に追い込まれるのではないかという不安も抱えている。

(4) 小括

以上のように、被告の侵害行為によって、原告らは様々な不安・懸念を常に抱えており、多大な精神的苦痛を被っている。

## 第5 結語

よって、原告らは、被告に対し、国家賠償法1条に基づく慰謝料として、各50万円の支払い及び、これに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまでの民事法定利率による遅延損害金の支払いを求める。

以上

